



# 栃木県公報

令和 8 (2026)年  
4 月10日(金)  
第695号

## 目 次

### 告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 287
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 288
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定..... 289
- 同..... 289
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定に係る変更..... 290
- 同..... 290
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指  
定辞退..... 290
- 指定納付受託者の指定..... 291
- 土地改良区定款変更の認可..... 291
- 土地改良区連合定款変更の認可..... 291
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 291
- 包括外部監査契約の締結..... 292

### 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 292
- 土地改良区連合役員の退就任..... 295
- 基本測量の実施..... 295
- 公共測量の実施..... 296
- 同..... 296
- 基本測量の終了..... 296
- 公共測量の終了..... 297
- 同..... 297
- 同..... 297
- 同..... 297

### 監 査 委 員

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者..... 298

### 調 達 等 公 告

- 技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）..... 298

### 正 誤

- 令和 7 (2025) 年号外第60号中..... 301

## 告 示

### 栃木県告示第216号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 8 (2026) 年度分の補助金等から適用する。

令和 8 (2026) 年 4 月10日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部健康増進課の款主管課の欄中「健康増進課」を「感染症・疾病対策課」に改め、同款に次のように加える。

小児慢性特定疾病医療意見書電子化等推進事業費補助金	小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン登録を行うために必要なシステム環境を整備し、データの登録業務に関する関係者の負担軽減を図る。	「小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱」(平成29年5月30日厚生労働省発健0530第5号厚生労働事務次官通知の別紙)に基づき行う、小児慢性特定疾病医療費事務における小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン登録の環境整備に要する経費	2分の1以内(ただし、5万円を上限とする。)	小児慢性特定疾病指定医が勤務する栃木県内(宇都宮市は除く。)の医療機関
臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	臨床調査個人票のオンライン登録を行うために必要なシステム環境を整備し、データの登録業務に関する関係者の負担軽減を図る。	「難病特別対策推進事業実施要綱」(平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知の別紙)に基づき行う、特定医療費支給事務における臨床調査個人票のオンライン登録の環境整備に要する経費	2分の1以内(ただし、5万円を上限とする。)	難病指定医又は協力難病指定医が勤務する栃木県内の医療機関
臨床調査個人票電子化等推進加速化事業費補助金	臨床調査個人票のオンライン登録を行うために必要なシステム環境を整備し、データの登録業務に関する関係者の負担軽減を図る。	「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき行う、特定医療費支給事務における臨床調査個人票のオンライン登録の環境整備に要する経費	知事が別に定める額	栃木県難病医療ネットワーク推進事業実施要綱(平成30年12月1日制定)第3に掲げる医療機関

(感染症・疾病対策課)

栃木県告示第217号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092700023	株式会社あるく	宇都宮市滝谷町17-16	ヘルパーステーションあるく	宇都宮市滝谷町17-16	令和8(2026)年3月26日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引

					胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
--	--	--	--	--	---------------------------

栃木県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日	自立支援医療の種 類
せんど薬局	鹿沼市千渡1868-1	合同会社セブントレジャー 代表社員 大類 順子	令 和 8 (2026) 年 2 月 1 日	育成医療及び更生医療
センター薬局 那須店	那須郡那須町大字高久甲字菖蒲沢376-24	有限会社日本メディカル 代表取締役 佐野 恭広	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日	自立支援医療の種 類
あんじゅ在宅クリニック	塩谷郡高根沢町光陽台2-1-1 エクセレント宝1-2	長島 晃司	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	精神通院医療
センター薬局 那須店	那須郡那須町大字高久甲字菖蒲沢376-24	有限会社日本メディカル 代表取締役 佐野 恭広	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	精神通院医療
ふじ調剤薬局 黒田原店	那須郡那須町寺子丙字前原1-101	合名会社君島薬局 代表社員 君島 達哉	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	精神通院医療
アルファーム薬局 フレスポうつのみや市場店	宇都宮市築瀬町1508-2	株式会社アルファーム 代表取締役 田口 雅一	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	精神通院医療
ひまわり調剤薬局	下都賀郡野木町友沼5320-4	総合メディカル株式会社 代表取締役 多田 荘一郎	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	精神通院医療
とちの薬局 桜ヶ丘店	さくら市桜ヶ丘1-2-1	株式会社山聖 代表取締役 亀井 聖平	令 和 8 (2026) 年 4 月 1 日	精神通院医療

訪問看護あやは	宇都宮市西川田南1-22-4 クランプレ西川田104	合同会社綾羽 代表社員 梅川 美智	令和8 (2026)年 4月1日	精神通院医療
YOKODUNA ホームナーシング NEO	宇都宮市六道町13-3	ソーツフィール株式会社 代表取締役 若井 公美	令和8 (2026)年 4月1日	精神通院医療

#### 栃木県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8（2026）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

#### 病院又は診療所

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類	担当する医療の種類
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学 那須医療センター (学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院)	那須塩原市井口537-3	学校法人国際医療福祉大学 理事長 高木 邦格	令和8 (2026)年 4月1日	育成医療及び更生医療	腎臓、心臓脈管外科、歯科矯正、小腸及び耳鼻咽喉科

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

#### 栃木県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8（2026）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学那須医療センター（学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院）	那須塩原市井口537-3	学校法人国際医療福祉大学 理事長 高木 邦格	令和8 (2026)年 4月1日	精神通院医療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

#### 栃木県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	辞退年月日	自立支援医療の種類
訪問看護ステーションあその郷	佐野市田沼町1832-1	社会医療法人財団佐野メディカルセンター 理事長 村田 宣夫	令和8 (2026)年 3月31日	精神通院医療

(障害福祉課)

## 栃木県告示第223号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

## 1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

## (1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

## (2) 名称

株式会社みずほ銀行

## 2 指定納付受託者に納付される歳入の種類

栃木県が設置する電気自動車用充電器の使用料

(気候変動対策課)

## 栃木県告示第224号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
国分寺土地改良区	令和8(2026)年3月31日

## 栃木県告示第225号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
鬼怒川中部土地改良区連合	令和8(2026)年3月30日

(農地整備課)

## 栃木県告示第226号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和8(2026)年度分の補助金等から適用する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

教育委員会の部施設課の款の前に次のように加える。

教育政策課	栃木県立高等学校1人1台端末購入支援金	栃木県立高等学校に進学、転入又は編入する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、端末購入に当たって支援金を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。	栃木県立高等学校1人1台端末購入支援金事業実施要綱（令和8(2026)年4月1日付け教政第1053号）の第5条に掲げる経費	知事が別に定める額	知事が別に定める者
-------	---------------------	--	---	-----------	-----------

(教育委員会事務局教育政策課)

栃木県告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和8(2026)年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費の額を合算した額で16,016,000円を上限
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 福田 栄  
住所 宇都宮市一番町3番17号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払とし、四半期ごとの支払

(監査委員事務局)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
赤沼用水土地改良区	理 事	吉原 敏泰		塩谷郡塩谷町大字風見210-1	令和8(2026).3.10	

荒川南部 土地改良区	理 事		植村 芳雄	那須烏山市森田1332- 1		令和 8 (2026) . 3 .13
野 木 土地改良区	理 事	川島 達夫		下都賀郡野木町大字野木2439	令和 8 (2026) . 3 .21	
	〃	内田 秀夫		〃 〃 〃 2452	〃	
	〃	加藤 洋志		〃 〃 〃 2608	〃	
	〃	針谷 弘		〃 〃 〃 2488- 1	〃	
	〃	小林 貞夫		〃 〃 〃 1984	〃	
	〃	鶴見 晴夫		〃 〃 〃 2003- 1	〃	
	〃	荒井 次夫		〃 〃 〃 550- 1	〃	
	〃	久米 正夫		〃 〃 〃 1940	〃	
	〃	佐山 健治		〃 〃 〃 1930- 1	〃	
	〃	荒川 弘		〃 〃 〃 1929- 1	〃	
	〃	上野 憲一		〃 〃 〃 1925	〃	
	〃	上野 俊明		〃 〃 〃 1911- 1	〃	
	〃	滝沢 光雄		〃 〃 〃 1830- 1	〃	
	〃	末柄 豊		〃 〃 〃 1809- 2	〃	
	〃	須田 勝		〃 〃 〃 2155- 5	〃	
	〃	福島 光男		〃 〃 大字野渡888	〃	
	〃	須藤 修一		〃 〃 大字野木126- 2	〃	
	〃	鈴木 正義		〃 〃 大字友沼4791	〃	
	〃	須見 幸司		〃 〃 〃 4659- 6	〃	
	〃	酒井 吉一		〃 〃 大字中谷176	〃	
	〃	渡辺 清	渡辺 清	〃 〃 大字野渡2895- 1	〃	令和 8 (2026) . 3 .22
	〃		海老沼晃一	〃 〃 大字野木2430	〃	
	〃		島田 典保	〃 〃 〃 505- 3	〃	
〃		寺田 隆	〃 〃 〃 2540- 2	〃		
〃		中田 繁雄	〃 〃 〃 2024- 1	〃		
〃		中田 拓司	〃 〃 〃 2026- 9	〃		
〃		潮 新一	〃 〃 〃 543- 2	〃		
〃		荒川 真	〃 〃 〃 3852- 1	〃		
〃		糸井 崇	〃 〃 〃 1935- 1	〃		
〃		五十畑利夫	〃 〃 〃 2067- 1	〃		
〃		原田 正章	〃 〃 〃 1928	〃		

	理事		茅原 弘	下都賀郡野木町大字野木2063-1		令和8 (2026). 3.22
	〃		松本 雅子	〃 〃 〃 1834-2		〃
	〃		松本 武	〃 〃 大字友沼4722-53		〃
	〃		小俣 通夫	〃 〃 大字野木2155-11		〃
	〃		渡辺 弘	〃 〃 大字野渡806		〃
	〃		秋元 祐二	〃 〃 大字友沼4769		〃
	〃		鈴木 宏幸	〃 〃 〃 4845		〃
	〃		真瀬 栄	〃 〃 大字丸林649-1		〃
	監事	江面 正記		〃 〃 大字野木1960	令和8 (2026). 3.21	
	〃	赤坂 和男		〃 〃 〃 1948-1	〃	
	〃	折原 勝夫	折原 勝夫	〃 〃 大字若林390	〃	令和8 (2026). 3.22
	〃		川島 茂樹	〃 〃 大字野木1933		〃
	〃		青木 常夫	〃 〃 大字友沼4771-1		〃
しおや 土地改良区	理事	齋藤 恒好		塩谷郡塩谷町大字東房541-1	令和8 (2026). 3.31	
	〃	増淵 裕		〃 〃 大字下寺島47	〃	
	〃	井澤 晴雄		〃 〃 大字芦場新田227-3	〃	
	〃	小野崎良行		〃 〃 大字金枝627	〃	
	〃	柿沼 正育		〃 〃 大字道下269	〃	
	〃	花塚 孝太		〃 〃 大字原萩野目406	〃	
	〃	渡邊 義雄		〃 〃 大字田所2506	〃	
	〃	石下 雄一	石下 雄一	〃 〃 大字玉生1107	〃	令和8 (2026). 4.1
	〃	風見 久明	風見 久明	〃 〃 大字金枝666	〃	〃
	〃	玉居子幸信	玉居子幸信	〃 〃 大字玉生980-4	〃	〃
	〃	手塚 勝永	手塚 勝永	〃 〃 大字田所1284	〃	〃
	〃	和氣 達哉	和氣 達哉	〃 〃 大字泉342	〃	〃
	〃		柿沼 武久	〃 〃 大字道下998		〃
	〃		齋藤 勇夫	〃 〃 大字大久保893-3		〃
	〃		鈴木 武夫	〃 〃 大字田所1963-21		〃
	〃		船山 秀雄	〃 〃 大字金枝451		〃

理事		見形 光二	塩谷郡塩谷町大字飯岡451		令和 8 (2026). 4.1
〃		廻谷 良久	〃 〃 大字原萩野目225		〃
〃		和氣 芳道	〃 〃 大字下寺島65		〃
監事	見形 光二		〃 〃 大字飯岡451	令和 8 (2026). 3.31	
〃	柴山 修一		〃 〃 大字田所521	〃	
〃	齋藤 豊	齋藤 豊	〃 〃 大字上寺島1737-3	〃	令和 8 (2026). 4.1
〃		齋藤 民雄	〃 〃 大字金枝951-1		〃
〃		磯部 文男	〃 〃 大字田所537		〃

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 4 月10日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区 連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川中部 土地改良区 連 合	監 事	吉成 吉史		塩谷郡塩谷町大宮424	令和 8 (2026). 3.31	
	〃		小嶋 照彦	〃 〃 風見1116		令和 8 (2026). 4.1
鬼怒中央 土地改良区 連 合	理 事	増渕 忠一		宇都宮市上桑島町2016-1	令和 8 (2026). 3.31	
	〃		鮎澤 一郎	〃 〃 1042-1		令和 8 (2026). 4.1
	監 事	市江 信夫		〃 石井町1860	令和 8 (2026). 3.31	
	〃		野澤 一郎	〃 〃 1298-2		令和 8 (2026). 4.1

(農地整備課)

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
- 2 作業地域  
宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、下野市、壬生町の各一部
- 3 作業期間  
令和8（2026）年4月14日から令和9（2027）年3月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、渡良瀬川河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（三次元点群測量・UAVレーザー測量）
- 2 作業地域  
日光市足尾町
- 3 作業期間  
令和8（2026）年4月1日から同年7月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日光砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
川治ダム上流域、大谷川中下流域、大事沢、大谷川～稲荷川
- 3 作業期間  
令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年1月29日まで

○基本測量の終了

令和7（2025）年3月21日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
基本測量（火山基本図作成）
- 2 作業地域  
那須塩原市、那須町

## 3 作業期間

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで

## ○公共測量の終了

令和7(2025)年11月28日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真岡市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

## 1 作業種類

公共測量(基準点測量・画地確定測量)

## 2 作業地域

真岡市寺内地内

## 3 作業期間

令和7(2025)年10月27日から令和8(2026)年3月19日まで

## ○公共測量の終了

令和7(2025)年8月22日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、さくら市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

## 1 作業種類

公共測量 車載写真レーザ(MMS) 地図情報レベル1,000

公共測量 数値地形図データ作成 地図情報レベル1,000

## 2 作業地域

さくら市全域

## 3 作業期間

令和7(2025)年7月23日から令和8(2026)年3月10日まで

## ○公共測量の終了

令和7(2025)年7月4日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、林野庁長官から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

## 1 作業種類

公共測量(航空レーザー測量)

## 2 作業地域

真岡市、益子町、市貝町、芳賀町、高根沢町

## 3 作業期間

令和7(2025)年5月19日から令和8(2026)年3月16日まで

## ○公共測量の終了

令和7(2025)年9月26日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法

律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日光砂防事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量(航空レーザー測量)
- 作業地域  
男鹿川上流域、大事沢、大谷川～稲荷川
- 作業期間  
令和7(2025)年7月25日から令和8(2026)年3月31日まで

(監理課)

## 監査委員

### 栃木県監査委員告示第6号

包括外部監査人福田栄の監査の事務を補助する者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県監査委員 鈴木 英 樹  
同 岡 本 篤 典  
同 加 藤 雄 次  
同 小 菅 哲 男

監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏名	住所	
最首克也	宇都宮市今泉町3020番地1 MUSASHI imaizumi BASE内	令和8(2026)年4月10日から 令和9(2027)年3月31日まで
大森拓海	那須郡那珂川町富山1344番地	令和8(2026)年4月10日から 令和9(2027)年3月31日まで
中安拓雄	小山市城山町3丁目18番21号 ナポレ城山町アポックマンション902号室	令和8(2026)年4月10日から 令和9(2027)年3月31日まで
田港大輔	宇都宮市石井町2866番地 コモード石井町I 106	令和8(2026)年4月10日から 令和9(2027)年3月31日まで
田中正太郎	宇都宮市大通り3丁目3番20号 サーパスザ・タワー宇都宮1407	令和8(2026)年4月10日から 令和9(2027)年3月31日まで

## 調達等公告

### ○技術提案書の提出に関する公告(特定調達公告)

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

令和8(2026)年4月10日

栃木県知事 福田 富一

- 業務概要  
(1) 業務名  
次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務

## (2) 業務内容

栃木県では、県内の各市町が個別に管理しているインターネットへのアクセスを、県及び県内25市町が協力して、監視及びログ分析・解析等の高度なセキュリティ対策を実施する栃木県情報セキュリティクラウドを共同で利用している。

業務内容は、仕様書の内容を満たしたセキュリティクラウドサービスの構築業務とする。

## (3) 契約期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (水) まで

## (4) 利用期間等

契約締結の日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日までを設計・構築、テスト及び移行期間、令和 9 (2027) 年 4 月 1 日から令和 14 (2032) 年 3 月 31 日までを運用保守サービス提供期間とする。

## 2 参加資格及び評価基準

## (1) 参加表明書の提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。

イ 栃木県物品調達等競争入札参加資格者等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、業種区分の大分類「N 通信、情報処理」の入札参加資格を有する者であること。又は技術提案書の提出日までに資格を取得する見込みであること。

ウ 実施要領の公表から技術提案書の提出期限の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項若しくは、第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

オ 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

カ 国 (省庁) や都道府県庁または大規模組織 (従業員数が 1,000 名以上の組織) が委託するセキュリティ監視システムの構築・運用業務等、本調達と関連する業務に係る請負実績を複数件有すること。

キ 過去 5 年の間に、国 (省庁) や都道府県庁において、インターネット接続環境 (情報セキュリティ対策環境を含む。) を構築し、運用を開始した実績を有すること。

ク ISO/IEC 27001:2022 (JISQ 27001:2023) 及び、ISO/IEC 27017:2015 (JISQ 27017:2016) の取得又は ISMAP の登録があること。

## (2) 技術提案書の評価項目

ア 業務内容

イ 基本要件

ウ 提供機能要件

エ 構築・移行にかかる要件

オ 運用保守サービスにかかる要件

カ その他

キ 見積額

## 3 手続等

## (1) 担当所属

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課情報基盤担当

電話 028-623-2213

電子メール securitycloud@pref.tochigi.lg.jp

## (2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和 8 (2026) 年 4 月 10 日 (金) ～同年 5 月 7 日 (木)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所：(1)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム>産業・しごと>入札・公売>入札・公募（業務委託）」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※URL（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>）

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、「次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき参加表明書及びその他必要書類を作成し、電子メールにより提出すること。

イ 提出先

(1)の電子メールアドレス宛に提出すること。

ウ 提出期限

令和8(2026)年5月8日(金)午後3時必着

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

技術提案書の提出者は、「次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）及び電子メールの両方により提出すること。

イ 提出先

(1)の場所及び電子メールアドレス宛に提出すること。

ウ 提出期限

令和8(2026)年5月20日(水)午後3時必着

(持参又は郵送については、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

4 その他

(1) 本調達の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関係情報を入手するための照会窓口 3(1)の担当所属

(4) 審査 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(5) その他 詳細は、「次期栃木県情報セキュリティクラウド構築業務公募型プロポーザル実施要領」による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Next term Tochigi Prefecture information security system procurement businesses

(2) Time period to submit forms express interests:

3:00p.m., May 8, 2026

(3) Time period to submit proposal documents:

3:00p.m., May 20, 2026

(4) Information and documents are available at:

Information Network Section,  
Administrative Reform and ICT Promotion Division,  
Department of Administration and Management,  
Tochigi Prefecture  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL.028-623-2213

(行政改革ICT推進課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和7 (2025)年 号外第60号	3	10	<u>見込み</u>	見込み
	4	下から13	<u>できる。</u>	<u>できる。</u>